

令和4年 知立市議会 3月定例会

# 建設水道委員会報告

令和4年5月7日（土）

〈 委員会構成 〉

委員長：杉浦 弘一、副委員長：那須 幸子

委員：川合 正彦、中野 智基、田中 健、三宅 守人

# 令和4年 知立市議会 3月定例会で審議した議案

## ▼ 建設水道委員会 所管分（5件）

番号	議案等	自由討議	討論	採決結果
議案 第18号	知立市道路占用料条例の一部を改正する条例	なし	なし	可決 すべきもの
議案 第19号	知立市法定外公共用物管理条例の一部を改正する条例	なし	なし	可決 すべきもの
議案 第20号	知立市準用河川占用料条例の一部を改正する条例	なし	なし	可決 すべきもの
議案 第21号	知立市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例	なし	なし	可決 すべきもの
議案 第23号	市道路線の認定について	なし	なし	可決 すべきもの

# 令和4年 知立市議会 3月定例会で審議した議案

## ▼ 予算・決算委員会 建設水道分科会 所管分（6件）

番号	議案等	自由討議	討論	採決結果
議案 第25号	令和3年度知立市一般会計補正予算 (第13号)	なし		分科会では、 討論・採決は 行いません。
議案 第29号	令和3年度知立市水道事業会計補正予算 (第1号)	なし		
議案 第30号	令和3年度知立市下水道事業会計補正予算 (第1号)	なし		
議案 第31号	令和4年度知立市一般会計予算	なし		
議案 第36号	令和4年度知立市水道事業会計予算	なし		
議案 第37号	令和4年度知立市下水道事業会計予算	なし		

# 今回の報告案件

区分	番号	報告案件
議案	第25号	令和3年度知立市一般会計補正予算（第13号） <b><u>1. 西新地地区市街地再開発事業について</u></b>
議案	第37号	令和4年度知立市下水道事業会計予算 <b><u>2. 公共下水道接続補助事業について</u></b>

その他、下記の事業等について、質疑答弁がありました。

知立駅周辺土地区画整理事業、美しい並木道再生事業、耐震改修促進事業、市営住宅改善等事業、谷田町11号線道路改良事業、コネハサマ排水路改修事業、長田排水路改修事業、八橋東西線整備事業、花園里線整備事業、知立連続立体交差関連事業、地域公共交通事業

# 1. 西新地地区市街地再開発事業について

## (1) 場 所



# 1. 西新地地区市街地再開発事業について

## (2) 事業の位置づけ

西新地地区は非耐火建物が密集し、道路環境の整備改善が望まれています。

市の第6次総合計画において西新地地区は「市街地再開発事業等の手法の活用により、駅周辺にふさわしい土地の有効活用をめざす」と位置づけられています。

現在、再開発事業を始めとした手法での市街地整備の検討が進められています。



# 1. 西新地地区市街地再開発事業について

## (3) イメージパース



# 1. 西新地地区市街地再開発事業について

## 〈 着眼点 〉

- ・ 時代や市民のニーズにあった事業計画であるか？

委員の質問	当局の答弁
①西新地土地利用調査事業の委託業務650万円の減額理由は？	①都市計画決定図書の作成を予定していたが、合意形成に至らず、事業計画案が定まらなかった。更にUR施行から組合施行への移行もあり減額した。
②URが方針転換をした理由は？	②これまでURと計画検討を進めてきた。UR施行を審査する事業評価監視委員会で承認を経て、事業協定を結ぶことになるが、民間でできることは民間でやるべき、民間でできないことをURがやるべきという方向性が示されたため。

# 1. 西新地地区市街地再開発事業について

## 〈 着眼点 〉

- ・ 時代や市民のニーズにあった事業計画であるか？

委員の質問	当局の答弁
③UR施行を断念した理由は？	③URからは、第三者委員会で承認されないという説明があり、URが施行者になるための代替案はあったが、一般財源が嵩む案であり、受け入れることができず、断念した。
④UR施行を断念したが、今後の進め方は？	④これまで手法の一つとして、URのまちづくりのノウハウを借りながら進めてきた。これまで検討してきた事業計画を事業化するために組合施行を模索しながら進めていきたい。

# 1. 西新地地区市街地再開発事業について

## 〈着眼点〉

- ・時代や市民のニーズにあった事業計画であるか？

委員の質問	当局の答弁
⑤西新地地区再開発事業の仕切り直しを受けて、今後の駐車場の在り方は？	⑤西新地地区の再開発は、変更事項はあるものの計画自体が無くなった訳ではなく、引き続き駅周辺にふさわしい土地の有効活用を検討していきたい。駐車場を今後どうするかという点についても、全庁的な視点で検討していく。
⑥西新地地区土地利用計画調査事業について、URに変わる団体や事業者はあるのか？	⑥複数の民間事業者が参加意欲を示している。民間事業者の関心が高い西新地地区を事業化するために情報交換をしながら事業を進めていきたい。

# 1. 西新地地区市街地再開発事業について

## 〈 着眼点 〉

### ・ 時代や市民のニーズにあった事業計画であるか？

委員の質問	当局の答弁
⑦西新地地区と鉄道事業者との連携が必要ではないか？	⑦令和4年度には、名鉄に入ってもらいエリアプラットホームを立ち上げていく予定。
⑧UR施行から組合施行へ移行して、どのような調査業務を行うのか？	⑧基本計画作成をするために現計画の検証、リスク軽減策検討、スケジュールの作成を行う。
⑨施行者変更について、地権者の意見は？	⑨地権者とは、1月から個別面談を行い、24名中20名が完了。施行者変更について、反対の意思を示した方はいない。

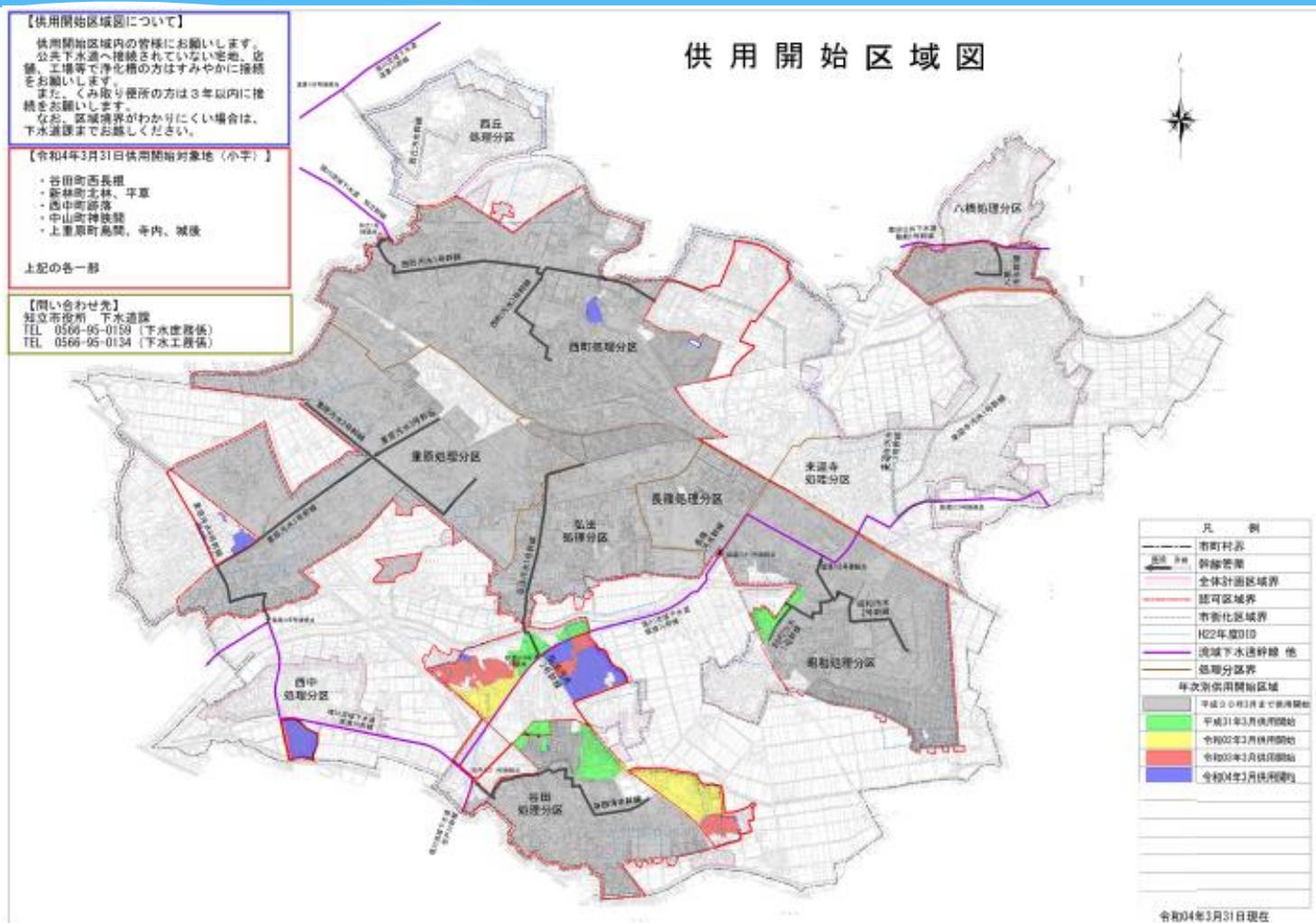
# 1. 西新地地区市街地再開発事業について

## (4) 市街地再開発事業の手法について

手法	特徴
①組合施行	<ul style="list-style-type: none"><li>• 土地所有者と借地権者で組合を組織し、役員等を選出して運営。（運営支援をコンサル委託）</li><li>• 運営支援業務を受託するコンサルタントの事業実績、ノウハウに基づく施行が可能。</li></ul>
②UR施行	<ul style="list-style-type: none"><li>• 地方公共団体からの要請に基づいて施行する事業。（独立行政法人都市再生機構法第14条第1項）</li><li>• 国の施策に基づいて、市街地の整備改善を促進すべき地域内において施行する事業。</li><li>• URの事業実績、ノウハウに基づく施行が可能。</li><li>• 事業のリスクはUR が負担。</li></ul>
③公共団体施行	<ul style="list-style-type: none"><li>• 道路や広場整備等、公共施設の整備を主たる目的としながら、周辺を含めた再開発事業。</li><li>• 駅のロータリー面積が不足している状況や、接続道路の再編が必要な場合など都市基盤の整備とあわせて自治体が自らまちづくりを進めることが可能。</li></ul>

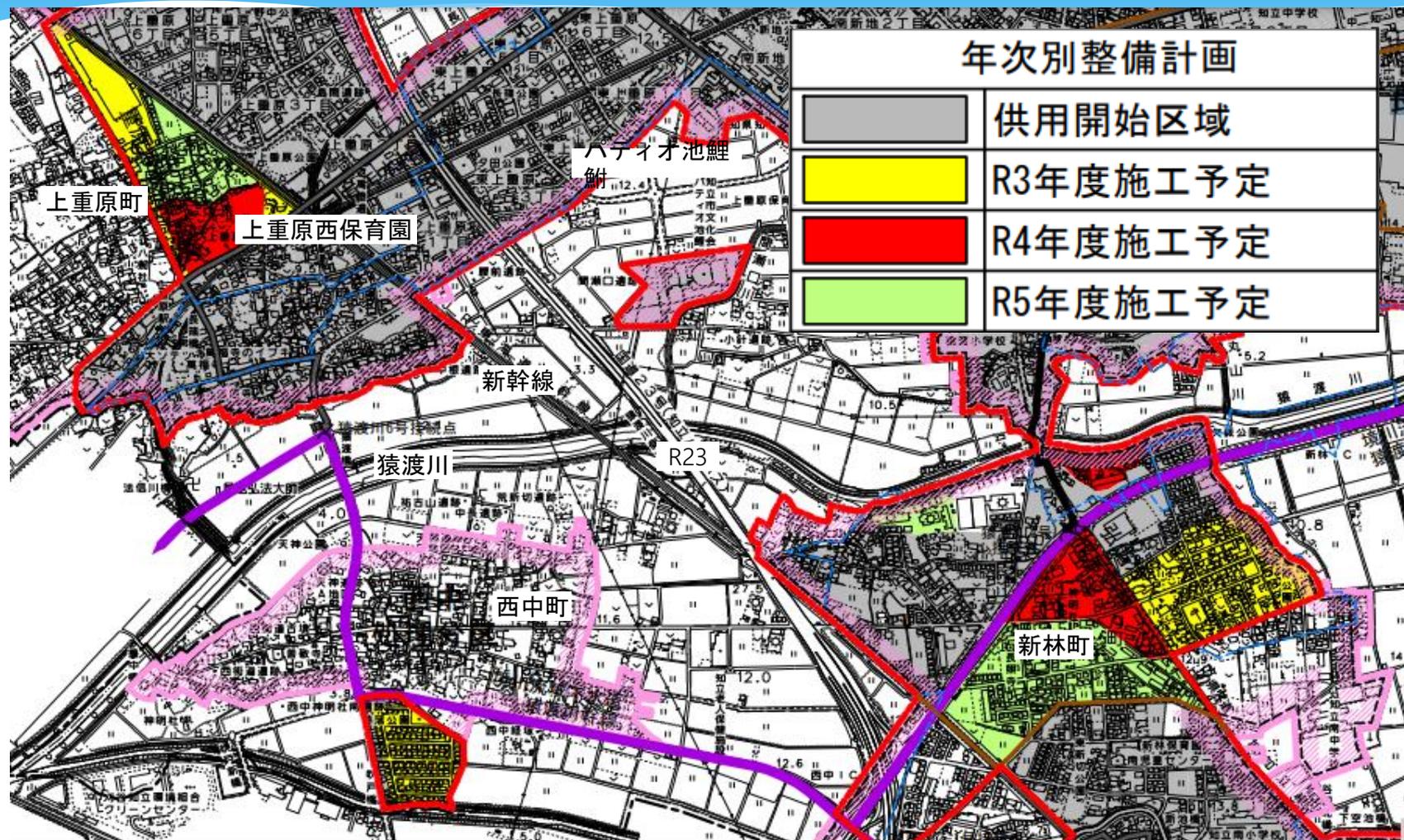
# 2. 公共下水道接続補助事業について

## (1) 下水道供用開始区域



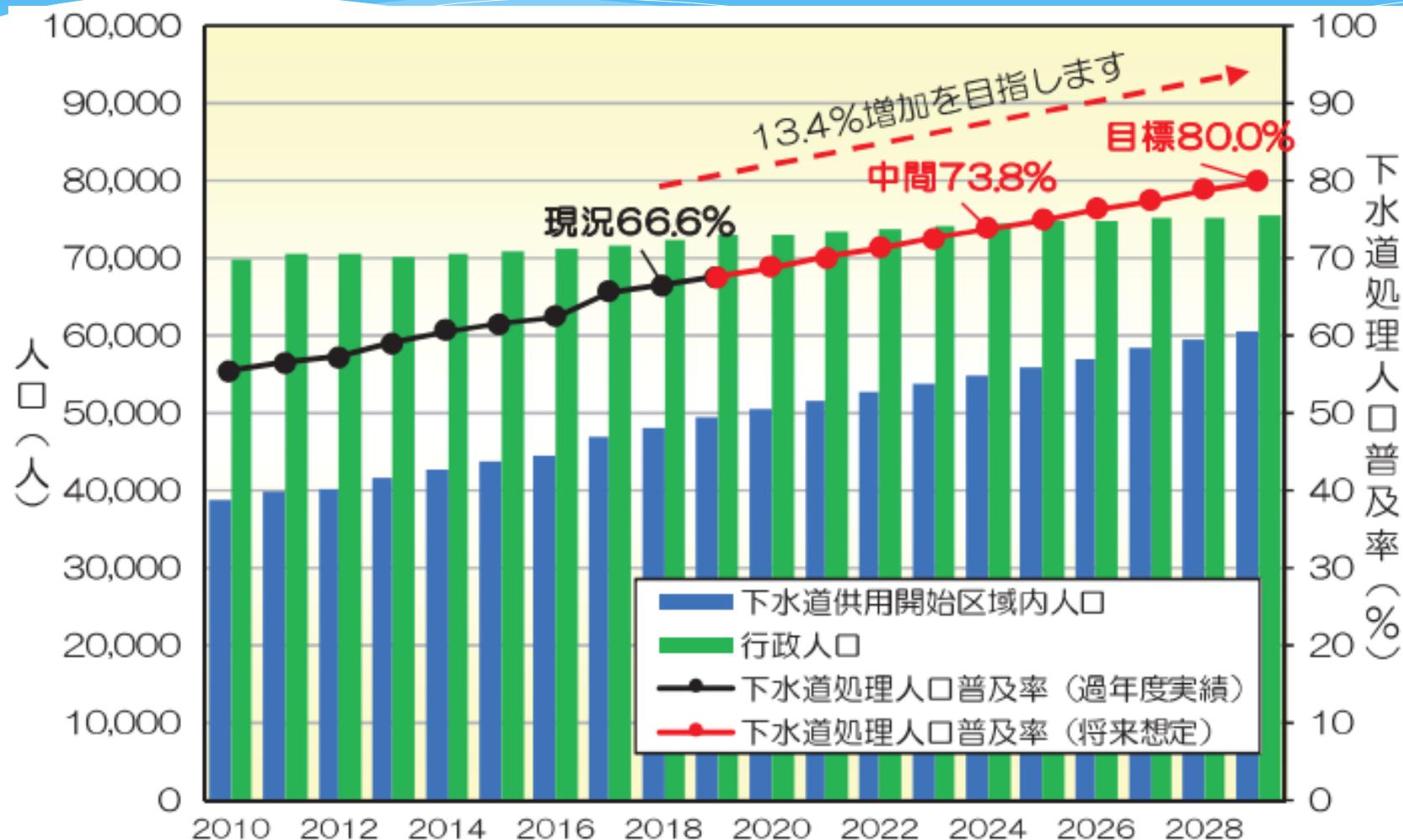
# 2. 公共下水道接続補助事業について

## (2) 年次別下水道整備計画



## 2. 公共下水道接続補助事業について

### (3) 下水道処理人口普及率の推移



## 2. 公共下水道接続補助事業について

### (4) 下水道接続補助事業

①事業内容	令和4年4月1日から、くみ取りトイレまたは浄化槽から下水道への切り替え工事を行う場合に、補助金が交付されます。
②補助の対象者	供用開始から3年以内に排水設備を改造する方。ただし、令和6年度までは、供用開始から3年経過していても対象とします。
③補助の対象工事	下水道に接続するための浄化槽撤去工事、くみ取りトイレを水洗トイレに改造するための工事、これらに関連する排水設備工事。
④補助額	工事費の全額（上限20万円）

## 2. 公共下水道接続補助事業について

### < 着眼点 >

#### ・ 下水道普及率の進捗確認と使用料の適正化検証

委員の質問	当局の答弁
①公共下水道接続補助事業を実施するに至った経緯は？	①下水道への早期接続・未接続解消を図り、接続率を向上させるため。
②補助額上限20万円とした理由は？	②一般的に、接続工事費用は30万から50万円程度かかる。そのうちの20万円を補助することで、接続の促進を図りたい。
③未接続の件数は？	③約1,400件。 (本事業の周知として未接続の方に接続補助事業の案内を送付する)
④国が示す適正な下水道使用料単価は？	④150円/m <sup>3</sup> が適正であるとしている。

以上

ご清聴ありがとうございました。

建設水道委員会